

利息優遇定期預金規定

【非自動継続型】

第1条（預金の支払時期等）

利息優遇型定期預金（以下「この預金」といいます。）は証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第2条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の3年後の応当日または、預入日の5年後の応当日を満期としたこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方式で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を定期預金共通規定第6条第1項により満期日前に解約する場合ならびに同規定第6条第5項および第6項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条（定期預金共通規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

【自動継続型】

第1条（自動継続）

- (1) 利息優遇型定期預金（以下「この預金」といいます。）は証書（通帳）記載の満期日に、前回と同一の期間のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の3年後の応当日または、預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。
- （2）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- （3）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を定期預金共通規定第6条第1項より満期日前に解約する場合ならびに同規定第6条第5項および第6項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条（自動継続後の預金規定）

この預金の自動継続後は、スーパー定期預金【自動継続型】の規定を摘要します。

第4条（定期預金共通規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定が適用されます。

以上

【令和2年1月現在】